

平成24年10月1日
鴻巣市

暴力団排除条例

施行



暴力団追放 3 ない運動

恐れない!

お金を
出さない!

利用しない!

条例の主な内容

《基本理念》

- 暴力団排除活動は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることとを社会全体として認識した上で、「暴力団を恐れること」、「暴力団に資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本として、市、市民及び事業者の連携協力により推進されなければなりません。
- 何人も、暴力団員又は暴力団関係者と不適切な関係を有しないようにしなければなりません。

《市の責務》

市は、県等と連携し、市民等の協力を得て、暴力団排除活動に関する施策を推進する。



《施策への協力》

市民等は、市が実施する暴力団排除活動に関する施策への協力に努めます。



《情報の提供》

市民等は、暴力団排除活動に資する情報を得た時には、市や警察への情報の提供に努めます。



《市の事業からの排除》

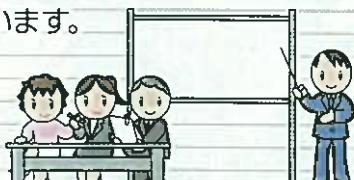
市は、公共工事等のすべての事業から暴力団を排除します。



暴力団 排除

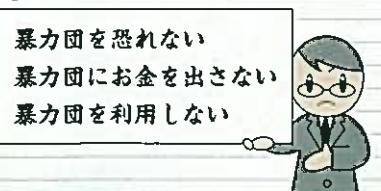
《市民等に対する支援》

市は、市民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報提供等の支援を行います。



《啓発・広報活動》

市は、集会を開催するなど、啓発活動や広報活動を行います。



《公の施設からの排除》

市は、公の施設の利用について、暴力団の利用を許可しません。また、取り消すことができます。



《青少年に対する教育》

市立中学校において、生徒が暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないよう教育を行います。



*暴力団排除活動を行う上で危害を加えられるおそれがある場合の保護措置について、埼玉県の条例で規定されています。

《暴力団排除条例に関するお問い合わせ》

鴻巣市 生活安全課防犯担当
TEL 048-541-1321 (代表)

《暴力団に関する相談》

- 鴻巣警察署 刑事課
TEL 048-543-0110
- 公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター
TEL 048-834-2140